

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	土地区画整理法	根拠条項	資料番号	86 - 1	許認可等の内容	換地計画の認可	担当課	都市計画課
<p>土地区画整理法 (換地計画の決定及び認可)</p> <p>第八十六条 施行者は、施行地区内の宅地について換地処分を行うため、換地計画を定めなければならない。この場合において、施行者が個人施行者、組合、市町村又は公団等であるときは、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 個人施行者又は組合が前項の規定による認可の申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>3 施行地区が工区に分れている場合においては、第一項の換地計画は、工区ごとに定めることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、左の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。</p> <p>一 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>二 換地計画の決定手続又は内容が法令に違反していること。</p> <p>三 換地計画の内容が事業計画の内容とて@、い@、触れていること。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、換地計画に係る区域に市街地再開発事業の施行地区(都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区をいう。)が含まれている場合においては、当該市街地再開発事業の施行に支障を及ぼさないと認めるときでなければ、第一項に規定する認可をしてはならない。</p> <p>土地区画整理法施行規則 (換地計画の認可申請手続)</p> <p>第十一条 法第八十六条第一項及び法第九十七条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 認可を申請しようとする者が法第三条第一項の規定による施行者である場合において、法第八十八条第一項又は法第九十七条第二項において準用する法第八条第一項の規定により換地計画に係る区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならないときは、その同意を得たことを証する書類</p> <p>二 認可を申請しようとする者が組合である場合においては、換地計画の決定又は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類</p> <p>三 認可を申請しようとする者が法第三条第一項又は第二項の規定により土地区画整理事業を施行する者以外の施行者である場合においては、法第八十八条第六項又は法第九十七条第三項において準用する法第八十八条第六項の規定による換地計画の作成又は変更に関する土地区画整理審議会の意見書</p> <p>四 認可を申請しようとする者が法第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行する者以外の施行者である場合において、法第八十八条第三項又は法第九十七条第三項において準用する法第八十八条第三項の規定により提出された意見書があつたときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類(法第八十八条第六項若しくは第七項又は法第九十七条第三項において準用する法第八十八条第六項又は第七項の規定による土地区画整理審議会又は農業委員会の意見書を含む。)</p>								

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	土地区画整理法	根拠条項	資料番号	86 - 1	許認可等の内容	換地計画の認可	担当課	都市計画課
<p>土地区画整理法 (換地計画)</p> <p>第八十七条 前条第一項の換地計画においては、国土交通省令で定めるところにより、左の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 換地設計二 各筆換地明細三 各筆各権利別清算金明細四 保留地その他の特別の定めをする土地の明細五 その他国土交通省令で定める事項 <p>2 施行者は、清算金の決定に先立つて前項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる事項を定める必要があると認める場合においては、これらの事項のみを定める換地計画を定めることができる。</p> <p>3 施行者は、前項の換地計画を定めた場合には、第百三条第一項の規定による換地処分を行うまでに、当該換地計画に第一項第三号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>土地区画整理法施行規則 (換地設計)</p> <p>第十二条 法第八十七条第一項第一号に掲げる換地設計は、換地図を作成して定めなければならない。</p> <p>2 前項の換地図は、縮尺千二百分の一以上とし、次に掲げる土地の位置及び形状を表示し、土地区画整理事業の施行後における町又は字の区域及び各筆の土地ごとの予定地番を記入したものでなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 従前の宅地及び換地(従前の宅地について所有権及び地役権以外の権利又は処分の制限がある場合においては、これらの権利又は処分の制限の目的となつている宅地又はその部分及び換地について定めたこれらの権利又は処分の制限の目的となるべき宅地又はその部分を含む。)二 保留地三 法第九十一条第三項の規定により換地計画において施行地区内の土地の共有持分を与えるように定める場合におけるその土地四 法第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により換地計画において建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定める場合におけるその建築物の存する土地五 法第九十五条の二の規定により換地計画において施行地区内の土地を参加組合員に対して与えるべき宅地として定める場合におけるその宅地 <p>(各筆換地明細)</p> <p>第十三条 法第八十七条第一項第二号に掲げる各筆換地明細及び同条第四号に掲げる保留地その他の特別の定めをする土地の明細は、別記様式第四により定めなければならない。</p> <p>(各筆各権利別清算金明細)</p> <p>第十四条 法第八十七条第一項第三号に掲げる各筆各権利別清算金明細は、別記様式第五により定めなければならない。</p>								